# 「新室蘭市史・第7巻」編さんの基本方針

#### 1. 目的

令和4年度の室蘭市開港150年・市制施行100年の記念事業の一環として、「新室蘭市史・第6巻」への掲載期間である平成14年度以降の本市の変遷を体系的にわかりやすく記述し、その足跡を明らかにすることにより、郷土に対する再認識と愛着を深めるとともに、本市の歴史を後世に伝承するため、「新室蘭市史・第7巻」を編さんする。

## 2. 編さん方針

- (1) 既刊「新室蘭市史・第6巻」掲載期間以降における歴史を整理・記述するとともに、これまでの市内外の諸研究、刊行物を参考にし、各分野における最新の成果を可能な限り盛り込む編さんとする。
- (2) 資料収集に当たっては、本市区域の内外を問わず収集し、有形のみならず、無形のものにも配慮して調査研究を行うものとする。
- (3) 行政史だけではなく、社会・経済・市民活動など幅広い分野を盛り込む編さんとする。
- (4)執筆に当たっては、学術的に高い水準を目指しつつ、正確で中立な記録 と、平易な文章で読みやすい編さんとする。

# 3. 編さん期間・発刊の時期

令和4年度から令和9年度までとし、令和9年度中の発刊を目途とする。 なお、期間全体におけるおおよそのスケジュールは以下のとおりとする。

	業務	R4	R5	R6	R7	R8	R9
基本事項	編さん体制の整備						
	構成案・目次案の検討						
	執筆要領の確定						
資料収集等	基礎資料の収集・整理						
	基本データベースの作成						
	各資料の収集						
	写真・図版等の収集・整理						
執筆関係	原稿の執筆						
	原稿の校閲			Ţ			
	原稿の整理・精査						
	写真・図版の選定					原稿码	在定
	著作権申請等						
製本等	ゲラ校正(3回)						
	印刷·製本						
	刊行						

## 4. 編さん体制

(1) 市史編さん委員会

市長からの委嘱で編さん委員会を設置し、編さん計画の策定から、企画、 監修及び資料収集・調査研究事項の調整を行う。

(2) 市史編さん事務局事務局は、市総務部総務課に設置する。

(3) 各関係団体・市民等

市史編さんに当たっては、市の内部のみならず、地域の各関係団体や市 民等とも協力・連携を図り、地域の出来事等の掘り起こしに努めるものと する。

# 5. 頒布方法

頒布に当たっては、市民が購入しやすい価格設定、方法となるよう努めるものとする。

## 6. その他

この基本方針に定めるもののほか、編さんに必要な事項は別に定める。